

テニスコート(亀田研修センター内)の利用について

(R2.6.1~)

亀田総合病院健康保険組合

1. テニスコート 4面(鴨川市浜荻815 亀田研修センター内)
2. 利用時間 9時から17時まで(夜間照明無)
※研修センター休館日は利用できません
※当日、急遽利用ができない場合があり、現地にて使用不可の掲示のみのお知らせとなる場合があります
3. 利用者 亀田総合病院健康保険組合の被保険者、被扶養者及びその他家族ならびに健康保険組合が認めた者
4. 利用方法 個人又はグループ等での利用可。
但し複数で利用する時は、お互いに協議のうえ楽しく利用すること
5. 料金 (維持管理費)
 - ・ 9時~11時 700円/1面
 - ・ 13時~15時 700円/1面
 - ・ 11時~13時 700円/1面
 - ・ 15時~17時 700円/1面
6. 利用申込 **(原則として事前予約することとし、1日1回2時間までの申し込み)**
 - (1) 事前予約(利用日の属する月の1ヶ月前の初日から利用日の当日16時までの申し込み)
 - ① 亀田健保連絡事務室(教育棟1階 内線2230 直通04-7099-1235)(月~金の9時~16時まで)
(12時~13時、祝祭日を除く)あて窓口、または電話にて申し込む
 - ② 利用申込書に必要事項を記入し、料金(上記5.参照)を添えて亀田健保連絡事務室あて提出する
 - ③ 利用承認書の交付を受ける(コート入口のテンキーNo.が記載される)

※利用承認書は、コート使用中も携帯すること

※利用承認書の交付後、予約を取り消す場合は、利用日の5日前までに亀田健保連絡事務室に申出ること

※利用当日、予約時間を過ぎてコートが空いているときは延長を可能とするが、利用終了後研修センターフロント前にて利用申込書に必要事項を記入し、延長分の料金(上記5.参照)とともに備え付けの封筒に入れ、利用連絡ボックスに納めること **(おつりが出せないので小銭の準備をしていくこと)**
 - (2) 事前予約外(利用当日の16時過ぎ及び土・日・祝祭日の当日申し込み)
 - ① 健保体育館事務室(Kースクエア1階 直通070-5372-3173・04-7093-2919 内線610)(9時~21時)
※12時00分~13時00分、第2・4月曜日、12月30日~1月3日を除く)あて電話にて当日の空き状況を聞き予約し、利用コート名を確認する
 - ② 研修センターフロント前にて利用申込書に必要事項を記入し、コート使用中携帯する
 - ③ 利用終了後、研修センターフロント前に備え付けの封筒に、利用申込書と料金(上記5.参照)を入れ利用連絡ボックスに納める **(おつりが出せないので小銭の準備をしていくこと)**

※テンキーNo.は利用申込書に記載されているので、必ず使用前にフロント前にて記載し、携帯すること
7. 利用上の注意
 - (1) 鍵 A・Bコート入口(テンキー)内側に倉庫・水道のキーボックスあり
(利用後は必ずキーボックスに鍵を返却すること)
 - (2) 駐車場 駐車は敷地内の手前(国道128号線側)駐車スペースを利用のこと
 - (3) ネット プレー終了後はネットをコート脇の倉庫に収納すること
 - (4) 用具 ラケット・ボールは各自で用意すること
 - (5) 靴・服装 テニスコート内は必ずテニスシューズを使用すること
(ジョギングシューズ、ウォーキングシューズ不可)
テニスに適した服装でプレーすること
 - (6) トイレ 研修センター奥の屋外トイレを使用すること
※宿泊者以外、建物内のトイレは使用禁止
 - (7) 喫煙 フェンス内は禁煙とする
 - (8) 飲食 コート周辺に自動販売機等がないため飲み物等は持ち込むこととし、水分補給を怠らないこと(飲食はコート脇のベンチにて)
 - (9) 利用の秩序 利用者は秩序を守り、他の利用者に迷惑をかけることのないよう留意すること
8. 損害賠償 利用者が故意又は過失によってテニスコートの設備又は備品を毀損滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
9. その他 ここに定める事項以外については、別に定める利用規則による